

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

規 則	ページ
◎高知県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則	1
告 示	
◎高知県立県民体育館多目的グラウンド及びテニスコートの指定管理者の指定 (スポーツ課)	2
○漁船損害等補償法による同意を求めるための事前届出 (2件) (漁業管理課)	2
◎告示 (港湾施設の概要) の一部改正 (港湾・海岸課)	3
○高知県収入証紙売りさばき所の所在地の変更の承認 (会計管理課)	3
○高知県収入証紙売りさばき所の廃止 (")	3
公 告	
○開発行為に関する工事の完了 (都市計画課)	3

規 則

高知県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和7年8月26日

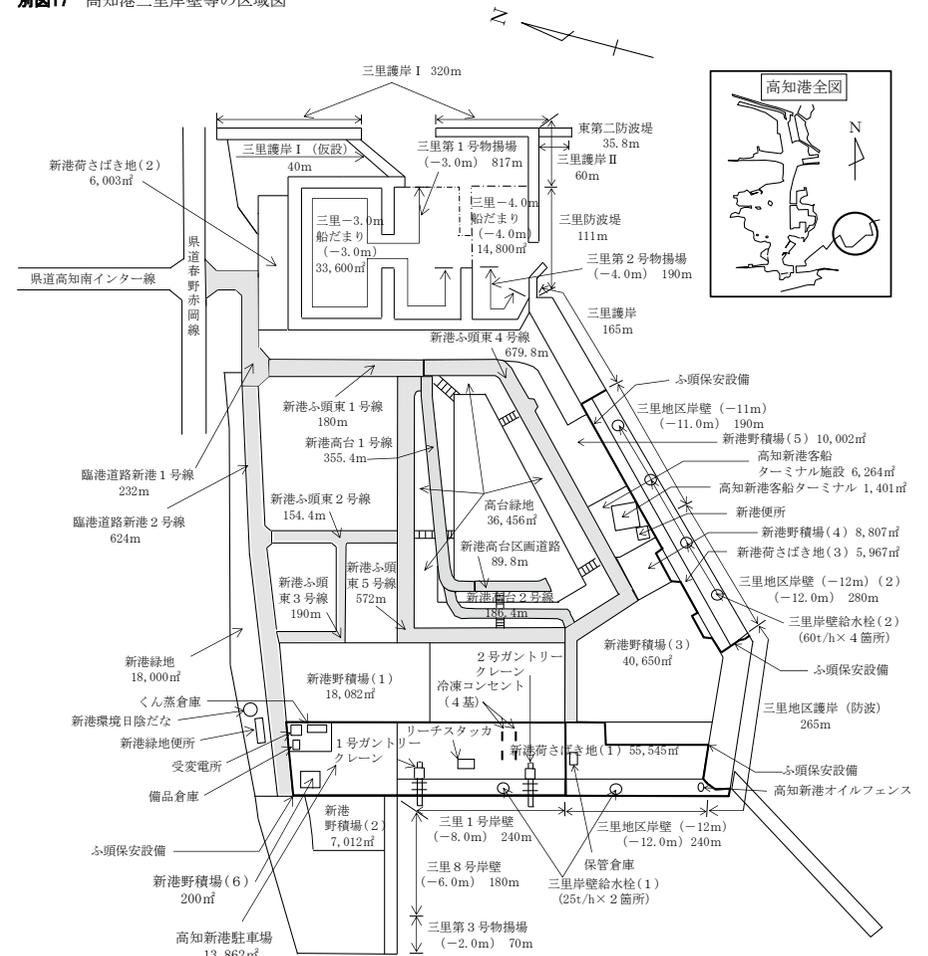
高知県知事 濱田 省司

高知県規則第70号

高知県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則
高知県港湾施設管理条例施行規則 (昭和29年高知県規則第51号) の一部を次のように改正する。
別表第2の別図17を次のように改める。

目次中◎印のあるものは、高知県法規集に登載するものです。

別図17 高知港三里岸壁等の区域図



備考 三里地区岸壁 (-12m) (2)は、国との港湾施設管理委託契約における三里地区岸壁 (-12m) ②を示す。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

高知県告示第543号

高知県立県民体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(令和7年高知県条例第12号)附則第2項及び高知県立県民体育館の設置及び管理に関する条例(平成17年高知県条例第12号)第17条第1項の規定により指定管理者の指定をしたので、同条例第21条第1号の規定の例により次のとおり告示する。

令和7年8月26日

高知県知事 濱田 省司

- 1 施設の名称
高知県立県民体育館多目的グラウンド及びテニスコート
- 2 指定管理者となる団体の主たる事務所の所在地及び名称
高知市大谷公園町21番地6
株式会社高知犬
- 3 指定期間
令和7年8月1日から令和12年3月31日まで

高知県告示第544号

漁船損害等補償法施行令(昭和27年政令第68号)第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

令和7年8月26日

高知県知事 濱田 省司

- 1 届出事項
 - (1) 発起人の住所及び氏名
香南市 中山 勝道
" 國田 司
" 浜口 信義
 - (2) 加入区の名称
手結加入区
 - (3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
高知県漁業協同組合
- 2 指定漁船調書の縦覧
 - (1) 縦覧期間
令和7年8月26日から同年9月9日まで
 - (2) 縦覧場所
高知県漁業協同組合手結支所

高知県告示第545号

漁船損害等補償法施行令(昭和27年政令第68号)第5条第1項

の規定により、漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

令和7年8月26日

高知県知事 濱田 省司

- 1 届出事項
 - (1) 発起人の住所及び氏名
安芸郡東洋町 板東 忍
" 蛭子 長
" 江元 寛樹
 - (2) 加入区の名称
甲浦加入区
 - (3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
高知県漁業協同組合
- 2 指定漁船調書の縦覧
 - (1) 縦覧期間
令和7年8月26日から同年9月9日まで
 - (2) 縦覧場所
高知県漁業協同組合甲浦支所

高知県告示第546号

昭和61年5月高知県告示第317号（港湾施設の概要）の一部を次のように改正する。

令和7年8月26日

高知県知事 濱田 省司

表の高知港の臨港交通施設の項中

「

〃	新港高台1号線	延長355.4m	〃
---	---------	----------	---

」

を

「

〃	新港高台1号線	延長355.4m	〃
〃	新港高台2号線	延長186.4m	〃

」

に改め、同表の高知港の港湾環境整備施設の項中「面積39,406.32㎡」を「面積36,456㎡」に改める。

高知県告示第547号

高知県収入証紙条例施行規則（昭和39年高知県規則第28号）第4条第5項の規定により売りさばき所の所在地の変更について承認したので、同条第6項において読み替えて準用する同条第4項の規定により次のとおり告示する。

令和7年8月26日

高知県知事 濱田 省司

- 売りさばき人の主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の職名及び氏名
高知市南はりまや町一丁目1番1号
株式会社四国銀行
取締役頭取 小林 達司
- 売りさばき所の所在地及び名称
(変更前) 須崎市西古市町3-7
株式会社四国銀行 須崎支店
(変更後) 須崎市緑町8-2
株式会社四国銀行 須崎支店
- 変更承認年月日
令和7年8月13日

高知県告示第548号

売りさばき所が廃止されるので、高知県収入証紙条例施行規則（昭和39年高知県規則第28号）第4条第6項において読み替えて準用する同条第4項の規定により次のとおり告示する。

令和7年8月26日

高知県知事 濱田 省司

- 売りさばき人の主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の職名及び氏名
高知市南はりまや町一丁目1番1号
株式会社四国銀行
取締役頭取 小林 達司
- 廃止される売りさばき所の所在地及び名称
須崎市緑町8-2
株式会社四国銀行須崎東支店
- 廃止年月日
令和4年11月18日

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

令和7年8月26日

高知県知事 濱田 省司

許可番号	開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
------	----------------	------------------

令和7年3月27日
6 高都計第563号

香美市土佐山田町植
字ウワノ132番7、
132番8

高知市高須新町四
丁目2番28号 オ
ルテンハウスB
201
宮地 巧海